2　救助

㈠　災害が発生するおそれがある場合に、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、当該本部の所管区域内の市町村において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して、救助を行うことができることとした。（第二条第二項関係）

㈡　救助実施市において、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、当該救助実施市の長が行うこととした。（第二条の二第一項関係）

㈢　都道府県知事は、救助実施市及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事等が行う救助において必要となる物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者等との連絡調整を行うこととした。（第二条の三関係）

㈣　㈠の救助の種類は、避難所の供与とすることとした。（第四条第二項関係）

㈤　内閣総理大臣、都道府県知事等は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信設備を優先的に利用等できることとした。（第一一条関係）

㈥　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長に行わせることができることとした。（第一三条第一項関係）

3　雑則

都道府県知事は、救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができることとした。（第三〇条関係）

三　内閣府設置法の一部改正関係

防災に関する基本的な施策に関する事項及び大規模な災害への対処その他の防災に関する事項（原子力災害に対する対策に関するものを除く。）に関する事務等については、特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させることとした。（第九条の二関係）

四　施行期日等

1　この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条、第三条、第八条及び第一五条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（法律第三一号）（国土交通省）

一　特定都市河川浸水被害対策法の一部改正関係

1　特定都市河川の指定の要件に当該河川が接続する河川の状況又は地形その他の自然的条件の特殊性を追加することとした。（第二条関係）

2　流域水害対策計画の記載事項に特定都市河川流域における土地の利用に関する事項等を追加することとした。（第四条関係）

3　流域水害対策協議会等

㈠　国土交通大臣により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策協議会を組織することとした。（第六条関係）

㈡　都道府県知事により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、都道府県流域水害対策協議会を組織することができることとした。（第七条関係）

4　特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、当該施設の設置及び管理に関する計画を作成し、当該施設を設置しようとする都道府県知事等の認定を申請することができることとした。（第一一条関係）

5　河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、流域水害対策計画に定められた指定の方針に基づき、かつ、当該計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができることとした。（第五三条関係）

6　都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた指定の方針に基づき、かつ、当該計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築等の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができることとした。（第五六条関係）

二　水防法の一部改正関係

1　国土交通大臣又は都道府県知事は、改正前から洪水浸水想定区域の指定が義務付けられている河川のほか、特定都市河川及びその管理する一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、新たに洪水浸水想定区域を指定することとした。（第一四条関係）

2　都道府県知事又は市町村長は、改正前から雨水出水浸水想定区域の指定が義務付けられている排水施設のほか、その管理する公共下水道等の排水施設のうち浸水被害対策区域内又は特定都市河川流域内に存するもの及び雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、新たに雨水出水浸水想定区域を指定することとした。（第一四条の二関係）

3　都道府県知事は、改正前から高潮浸水想定区域の指定が義務付けられている海岸のほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、新たに高潮浸水想定区域を指定することとした。（第一四条の三関係）

4　市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、当該施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画で定めるところにより、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行った上で、その結果を市町村長に報告するとともに、当該報告を受けた市町村長は、当該施設の所有者等に必要な助言又は勧告をすることができることとした。（第一五条の三関係）

三　建築基準法の一部改正関係

特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域における開発行為のうち、都道府県知事等の許可を受ける擁壁については、建築確認等を要しないこととした。（第八八条関係）

四　下水道法の一部改正関係

1　事業計画の記載事項として計画降雨を追加等することとした。（第五条、第六条、第二五条の二四及び第二五条の二五関係）

2　公共下水道管理者、流域下水道管理者及び都市下水路管理者は、排水施設を補完する施設のうち、一定の樋門（ひ）又は樋管（ひ）について、操作規則を定めなければならないこととした。（第七条の二及び第三一条関係）

3　浸水被害対策区域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、当該施設の設置及び管理に関する計画を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができることとした。（第二五条の一〇関係）

五　河川法の一部改正関係

1　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は管理する二級河川に係る一定の維持を自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができることとした。（第一六条の五関係）

2　ダム洪水調節機能協議会等

㈠　河川管理者は、その管理する一級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織することとした。（第五一条の二関係）

㈡　河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができることとした。（第五一条の三関係）